

要望書（回答）

1. 地場産業の振興と地域雇用対策の推進

(1) 地域雇用対策の推進と雇用環境の改善

① コロナ禍において、安易に雇止めしないように企業等に周知徹底するとともに、自治体による自粛指示・要請に基づく休業に対しては、雇用形態を問わず十分な所得補償を行うこと、また、離職を余儀なくされた労働者に対しては早期の再就職が可能となるよう手厚い就労支援や雇用創出事業を行うこと。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

国では、コロナ禍において安易な雇止めとならないよう、雇用調整助成金等の特例措置や小学校休業等対応助成金の再開など、雇用維持にかかる支援策を講じるとともに、北海道労働局等に感染症の影響による解雇や休業関係の労働相談窓口が設置されております。

市では、国、道、市の各種助成金や相談窓口等を市ホームページ等で周知するとともに、雇用調整助成金等の申請にあたり社会保険労務士等にかかった費用を補助する「苫小牧市雇用調整助成金等申請費用補助金」を昨年度に引き続き今年度も実施しております。

また、離職を余儀なくされた労働者に対する就労支援事業として、女性の復職を支援する事業や、建設業や介護事業への入職を支援しており、今後も、職場実習などの機会を創出し、きめ細かなマッチング支援を継続してまいります。

② 各総合振興局が開催する「地域雇用ネットワーク会議」に参画するとともに、良質で安定的な雇用の確保・創出に向けて、コロナ禍における雇用・就業の実態や企業・産業状況を把握・分析するとともに、地域独自の効果的な雇用対策事業を展開すること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、毎年「地域雇用ネットワーク会議」に参加し、胆振総合振興局や参加機関と、雇用・就業の実態や対応する雇用対策事業について情報共有しております。昨年度は、書面開催し、新型コロナウイルスの影響による地域の雇用情勢や雇用維持に向けた取組などについて情報収集・共有を図りました。

また、苫小牧公共職業安定所の職業紹介状況や市が実施する労働基本調査の結果な

どをもとに、地域の雇用・就業の実態を把握し、就業支援事業等を実施しております。

③ 商工会議所・商工会と連携して、改正小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」を策定するとともに、BCPの策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策も含めた内容とすること。

【回答】（産業経済部商業振興課 担当）

改正小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」につきましては、小規模事業者の自然災害等への事前の備えや、事後のいち早い復旧を支援するため策定したもので、小規模事業者の事業継続力強化について、商工会又は商工会議所が市町村と共同で事業継続力強化支援計画を策定し、北海道知事より認定を受ける仕組みでございます。（2019(令和元)年7月16日法律施行）

苫小牧商工会議所では、運営事業として事業継続計画（BCP）の策定を掲げ、事業実施の検討を進める一方、コロナ禍や市場縮小など経営環境の急速な変化に対応出来る活力ある小規模事業者の増加、地域経済の活力維持・発展につなげるため、伴走型支援を中心とした経営発達支援事業に注力していきたいと伺っており、中小機構においては、単独企業では対応できないリスクに複数の企業が相互協力体制を計画する「連携事業継続力強化計画」の策定に無料支援を行っている話も伺っております。

今後、事業継続力強化支援計画の策定及び新型コロナウイルス感染症対策を含めたBCP対策につきましては、苫小牧商工会議所と連携しながら、関係団体の支援制度と合わせて情報収集してまいりたいと考えております。

④ 福祉・介護や建設・運輸分野をはじめ地域の中小企業における人材確保を推進するため、「職場定着支援助成金制度」や「建設キャリアアップシステム」等の活用促進に向けた周知や申請作業を支援すること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

国の「職場定着支援助成金」は平成30年4月1日より「人材確保等支援助成金」に統合され、従業員の職場定着のため、事業主が雇用管理改善や生産性向上等の取組を通じて「魅力ある職場」を創出することを支援しており、市では、本助成金についてホームページで周知しております。

また、技能者の処遇改善や技能研鑽を図ることを目的とする「建設キャリアアップシステム」について、関係団体などが集まる「苫小牧市技能士重用制度連絡協議会」において、制度内容を周知し、情報交換を図っております。

⑤ 国や道、学校、事業主、職業紹介事業者、求人情報提供事業等の就職支援関係者、地域若者サポートステーションや労使団体等の地域における関係者と連携し、個々の若者のニーズに沿った円滑な就職等の実現に向けた取り組みを行うこと。さらに、ニートや中途退学者など若年無業者をはじめ、いわゆる就職氷河期世代（30歳半ば～40歳半ば）への就労支援体制の整備・強化をはかるとともに、就労支援及び職業訓練機関に関する具体的な情報を適切に提供すること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

とまこまい若者サポートステーションとの連携を強化するため、行政、保健福祉、教育、就労支援などの関係機関と経済団体を含めた「苫小牧市若者自立支援ネットワーク連絡会議」を設置し、若年無業者や就職氷河期世代への職業的自立のために情報交換を行っております。また、市ではこれまでの就業支援事業に加え、令和3年度に「就職氷河期世代就職応援事業」を創設し、コロナ禍において、厳しい雇用状況にある就職氷河期世代の不安定就労者を対象に、キャリアコンサルティングや職場体験、資格取得等の支援を実施しております。

⑥ 公契約のもとで働く者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、公共サービスの質の向上や住民の安全な暮らし、地元企業の人材確保などを実現し、地域の活性化に寄与することを目的として公契約条例を制定すること。

【回答】（財政部契約課 担当）

賃金など労働条件に関する基準については法律で定めるべきとの考えから、公契約条例に代えて平成24年4月に公契約基本方針を策定しております。

当該基本方針に基づき、市場実態を反映した予算額や予定価格の設定、最低制限価格の設定による発注を通じて、受注者の適正利益を確保することで、労働者の処遇確保を図るとともに、地元企業の優先活用などを通じて地域経済の活性化に努めております。

建設業法の改正により特例監理技術者及び監理技術者補佐が新設されたことから、本市においても要領を制定し、特例監理技術者が兼任できる工事を定め、監理技術者の専任の緩和を行う事で、建設工事の適正な施工確保と人材の有効活用を図っております。また、建設業におけるより働きやすい職場環境づくりのため、週休2日設定工事の試行を実施しており、より良い制度となるよう検証を行ってまいりますので、今後も雇用環境の改善につながる取組を継続してまいります。

⑦ 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、本来の法の主旨に基づく所要額の調査を行い、確実にその財源を確保すること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

会計年度任用職員の処遇については、令和3年度より事務職員の初任給の引き上げを行い、休暇制度においても子看休暇の取得可能日数増加や夏季休暇の取得可能期間延長、公務傷病休暇を有給に変更いたしました。引き続き、地方公務員法の趣旨に基づき適正に対応してまいります。

(2) 季節労働者の雇用確保と生活の安定

① 冬期間の就労機会を確保するため短期就労事業を推進するとともに、生活資金貸付事業などを実施し生活の安定を図ること。また、通年雇用や労働環境改善に取り組む事業者に対して、入札参加資格の優遇措置を講ずること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、離職を余儀なくされた労働者や季節労働者に対し、短期の就業機会を創出する「緊急雇用対策事業」を実施するとともに、生活資金を低金利で貸付けすることにより勤労者の生活の向上を支援する「勤労者生活安定貸付事業」を実施しております。

（財政部契約課 担当）

本市では、平成29・30年度建設工事等競争入札参加資格審査から、格付審査において発注者別評価点（主観点）を導入し、評価項目に該当する事業者に加点を付けておりますが、季節労働者の雇用に係る評価項目は設定しておりません。

次期競争入札参加資格審査における評価項目については、来年度庁内の意見を集約する予定であり、その結果をもって判断してまいりたいと考えております。

② 建設事業者に対して建設業退職金共済制度への加入を促すとともに、労働者への共済手帳の配布と共済証紙の貼付については、公共工事・民間工事の区別なく行われるよう事業主への指導を徹底すること。併せて建設キャリアアップシステム（CCUS）や電子申請方式の導入に伴い被共済者が不利益を被らないよう、特に下請における導入環境の整備に向けて支援すること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、建設業退職金共済制度への加入について、広報とまこまいに掲載するとともに、制度周知をしております。

また、建設キャリアアップシステム（CCUS）は、建設技能者の処遇改善と現場の生産性向上を図る目的で導入が進められており、CCUS を活用した電子申請方式についても建退共の確実な掛け金充当に繋がるものと考えられます。市としましては、国、道、企業等の動向を注視しているところですが、その導入支援のため、国が建設事業主団体に対して行う、カードリーダー購入やアプリ購入・利用の助成制度等を含め、周知を図ってまいりたいと考えております。

（財政部契約課 担当）

本市では、入札心得において、建設業者に建設業退職金共済制度への加入を求め、下請業者への周知及び加入指導の徹底を要請しております。また、元請業者には契約の日から 1 か月以内に建設業退職金共済掛金収納書届の提出を求め、共済証紙の購入状況を確認しております。更に、工事完成時には下請業者の労働者も含め建退共証紙貼付実績表を市に提出いただき、共済証紙の貼付状況を確認するなど、建設業退職金共済制度の適正運用を図っております。

③ 季節労働者の雇用と生活の安定を図るよう、国に対し次の制度改善を求めること。

イ) 雇用保険は、特例一時金を 50 日に復活する。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

短期雇用特例被保険者が失業した場合に支給される特例一時金は、基本手当の日額の 30 日分とされておりますが、当分の間は暫定措置として 40 日分支給されます。

市では、全道市長会を通じ国に対し、特例一時金の 40 日の暫定措置を堅持することをはじめ、通年雇用化の促進、公共事業の平準化等による冬期雇用の拡大など季節労働者対策の推進を要望しております。

ロ) 通年雇用促進支援事業は、季節労働者の通年雇用化をはじめ、冬期離職者の生活保障を含む包括的な支援事業に取り組むことが出来るものとする。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、国に対し、国の通年雇用促進支援事業の充実を要望しております。また、市に事務局があります東胆振・日高・平取地域通年雇用促進支援協議会では、事業所向けに助成金活用セミナーなどの支援をしており、季節労働者に向けては、資格取得などスキルアップを支援し、通年雇用化を図っております。

ハ) 建退共は、掛金納付月数が24月未満の場合でも、退職金額が掛金相当額以上の水準となるよう見直す。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき創設され、退職金の基準も法令で定められております。平成28年4月1日からは、退職金の不支給期間について、掛金納付月数が24月未満から12月未満と、短くなり、支給要件が緩和されております。退職金の額については、長期加入者の退職金を手厚くするため、掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、掛金納付額の3～5割の額となっているものと承知しております。

(3) 外国人技能実習制度の適正な運用と技能実習生の保護

① 技能実習生に対する新型コロナウイルス感染症にかかる情報提供については、やさしい日本語をはじめとする多言語による最新の情報提供に努めるとともに、実習実施者への周知を徹底すること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

外国人技能実習生に対する新型コロナウイルス感染症にかかる情報提供については、市ホームページ等でやさしい日本語や母国語で情報提供する法務省や外国人技能実習機構のサイトや相談窓口を案内しています。

また、技能実習生等外国人の方向けに新型コロナウイルスのワクチン接種について、やさしい日本語を用いたリーフレットを作成しました。外国人を雇用する市内事業所に対し、相談窓口等の案内とあわせて今年9月に送付し、接種予約等のサポートについてご協力をお願いしたところです。

② 技能実習生を含む外国人労働者および外国人労働者を雇用する事業主に対し、外国人労働者も雇用調整助成金の支給対象であることを周知するとともに、事業活動の縮小等により、やむを得ず休業する場合には、雇用調整助成金を活用し、雇用を維持するよう求めること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

外国人技能実習生の休業も雇用調整助成金の支給対象であり、厚生労働省では、助成金を活用し、外国人の雇用維持を呼びかけており、市としてもホームページで周知を図っているところです。

また、市では、事業者の雇用調整助成金の申請負担を軽減し、雇用の維持を図るため、令和2年8月から雇用調整助成金等の申請費用を補助する「苫小牧市雇用調整助成金等申請費用補助金」を創設し、今年度も第2期として実施しております。

(4) 「北海道最低賃金」の履行確保

① 委託・発注先の事業所における最低賃金の履行確保をはかるとともに、法違反があった場合の是正指導や、指導に従わない場合は委託先から除外する等の対応をとること。

【回答】（財政部契約課 担当）

例年10月中旬に予算編成にあたっての発注業務上に係る留意点として、委託業務における人件費部分など、各種業務の予算積算において最低賃金額を下回ることが無いよう周知しており、最低賃金額の改定決定時や適用開始時においても市内周知を実施し、最低賃金の履行の確保を図っております。

なお、法令の遵守状況については、一義的には各法令を所管する監督官署が行うべきものと考えますが、本市の委託先における法令違反等を把握した場合には、その内容等に応じ、是正指導や契約解除、指名停止措置などにより適切に対応してまいります。

2. 地域包括ケアシステムの構築と介護提供体制の確立

(1) 適切なサービスの提供

① 地域包括支援センターの機能と役割を強化し、地域支援事業を確実に実施するとともに、地域包括支援センターの安定運営に向けて、市町村による財政措置、人材確保や教育研修などの施策を強化すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターの機能強化を進めるとともに、地域住民や関係機関等と連携し、苫小牧市の実情に応じた地域支援事業に取り組んでまいります。また、地域包括支援センター運営協議会を開催し、定期的な点検・評価を行うこと等により、地域包括支援センターの運営が継続的かつ安定的なものとなるよう取り組んでまいります。

② 切れ目の無い医療と介護サービス提供体制の構築に向けて、感染症対策も含めて自治体・地域包括支援センターが中心となり、在宅医療、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局、訪問看護などの連携を推進するとともに、オンライン診療や周辺自治体の病院等との連携システムを構築すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

切れ目の無い医療と介護サービス提供体制の構築に向けて、とまこまい医療介護連携センターによる医療や介護に関する相談支援や多職種連携強化のための研修会等を実施し、関係機関と協働しながら在宅医療・介護連携の推進に取り組んでまいります。

（健康こども部健康支援課 担当）

連携システムの構築に関しては、介護専門職を含む関係機関と協議を行っており、地域包括ケアシステム構築に向け、有機的な連携が図られるよう、協議を促進させてまいります。

また、併せて在宅診療にオンライン診療を活用できるよう苫小牧市医師会等と連携を図り、システムの構築に向け協議を重ねてまいります。

③ 要介護1・2には認知症の方が多く、要介護1・2に対する介護保険サービスの地域支援事業への移管検討に当たっては、利用者がサービスを受ける権利を保障する観点からも、サービスの低下を招かないようにすること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

要介護1・2の方の地域支援事業への移行につきましては、現在、国の社会保障審議会において議論中であり、具体的な移行内容や方法についての情報は未だ提供されておりませんが、国の動向を注視し、制度として位置付けられましたら、制度に従い適切に運営してまいります。

- ④ ヤングケアラーを含むケアラーへの支援を構築するため、自治体・要対協・医療・福祉・学校等の連携のもと、対応策を協議すること。

【回答】（健康こども部こども相談課 担当）

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで本人の育ちや教育に影響があるとされているため、子供に関わる要保護児童対策地域協議会の構成機関が緊密に連携を図りつつ支援を行ってまいります。

（福祉部介護福祉課 担当）

家族を介護する方への支援のために、地域包括支援センターにおける相談支援のほか、認知症高齢者見守り事業や在宅で家族を介護している方向けの講座等を実施し、関係機関と連携しながら支援体制の構築に取り組んでまいります。

（教育部指導室 担当）

学校の教職員は子どもと接する時間が長く、日々の変化に気が付きやすいことから、ヤングケアラーを早期に発見しやすい立場にあります。また定期的に教育相談を設定するなどして、子どもの困り感や悩みごとを早期に発見するよう努めております。ケアラーの疑いが判明した場合には、様々な分野が連携したアウトリーチによる支援につながるよう、福祉・介護・医療・教育等が連携して対応してまいります。

- ⑤ 単身者を含む要介護者の在宅生活と家族の就労生活に影響を及ぼさないよう、生活援助中心型の訪問介護サービスについて、利用回数が一定以上のケアプランを検証する際には、サービス利用者の生活実態に即して判断することとし、画一的な運用で一律に利用回数を制限しないこと。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

生活援助中心型の訪問型サービスについては、利用者の個別の事情に応じて判断されるべきものであり、単に一定回数以上の利用があったことをもって、その利用を制限するものではないと考えております。今後についても、利用者の自立支援及び重度化防止において効果的なサービス提供となるよう取り組んでまいります。

⑥ 地域において、認知症の方の見守り活動に取り組むNPOや市民団体等に対する支援を拡大すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

認知症地域支援推進員と連携しながら、地域住民や市民活動団体等を対象に認知症サポーター養成講座や認知症見守りたい養成講座等を実施し、認知症に対する知識や理解を深めるための活動や地域における認知症の方への支援体制の拡充に取り組んでまいります。

(2) 介護職員の処遇改善と人材確保

① 介護に関わる多くの機関と連携し介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保とともに、介護労働のイメージの向上を進める。また、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく「介護雇用管理改善等計画」および労働基準関係法令などの周知徹底をはかること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護人材の確保に当たっては、これまでもハローワーク苫小牧や市内教育機関等と連携するとともに、介護職員の育成に対する補助メニューを拡大するなど、人材確保の充実を図ってまいりました。また、介護労働へのイメージにつきましては、毎年介護の日前後に開催している「えがおの花咲く写真展」等を通じてその向上に努めております。

今後も、介護事業者に対し、厚生労働省の策定する「介護雇用管理改善等計画」にのっとった支援を行うとともに、その計画および労働基準関係法令などの周知に努めてまいります。

② ケアマネージャーが利用者の状態把握やサービス担当者会議などを十分行えるように、事務の簡素化を進め負担軽減をはかること。また、研修を受講しやすい環境を整えるよう、事業所に対する指導を徹底すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

事務の簡素化につきましては、令和3年1月から地域密着型サービス等事業所の提出書類の削減・標準化などに取り組んでおり、各事業所に通知するとともに、ホームページでも周知を行っております。また、必要な研修が受講されているかについて、

実地指導などの機会に確認・指導を行っており、引き続き指導・助言を実施してまいります。

③ 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の施設への応援体制、介護職員の応援派遣など、介護崩壊しないシステムの構築に取り組むこと。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

現在、北海道では、新型コロナウイルス感染症発生により社会福祉施設等の複数の介護職員が感染し、介護職員が不足した場合に、他の社会福祉施設等から当該社会福祉施設に職員を派遣する介護職員等派遣事業に取り組んでおり、本市も北海道と連携して対応してまいります。また、本市の社会福祉施設で集団感染が発生した場合については、保健所の指導の下、共に対応してまいります。

3. 生活困窮者自立支援や子どもの貧困対策など地域福祉の充実

(1) 生活困窮者自立支援体制の整備と地域福祉計画の策定

① 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの制度について、地域住民や働く者が参加し一体的に地域福祉を推進するため、市町村地域福祉計画を策定すること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

誰もが住み慣れた地域の中で、高齢者のみならず、障害者、子どもや生活困窮者など生活上の困難を抱える方が自立した生活を送ることができるよう、地域住民による共に支えあい、助け合いながら安心して心豊かに暮らせるまちづくりを目指して、令和3年3月に第3期苫小牧市地域福祉計画を策定しております。

この計画のもと、地域住民の皆さん一人ひとりが互いの気持ちを受け止め、ちょっとした心遣いが響き渡る、ふくしのまちづくりに向けて更なる取組みを進めてまいります。

② 努力義務化された就労準備支援事業、家計相談支援事業については2021年度までの集中的な取り組み期間において、全ての市町村において両事業の完全実施を目指して取り組むこと。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業などの任意事業を積極的に実施する。また、自立相談支援事業と就労準備支援事業、家計相談支援事業については、一体的な実施に積極的に取り組むこと。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

平成27年度から「家計相談支援事業」、「子どもの学習支援事業」を実施し、平成

28年度には「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」を加え4事業全てを実施しており、多様なニーズに対応するためにいずれも必要不可欠な事業となっております。

また自立相談支援事業と就労準備支援事業、家計改善支援事業については、事業間の連携を日常的に行いながら自己決定を大切にした支援に取り組んでおり、引き続き一体的な連携に努めてまいります。

(2) 「子どもの貧困」の解消

- ① 地域における子どもの生活実態調査を行い、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行い、子どもに対する教育の機会均等を保障すること。

【回答】（健康こども部こども支援課 担当）

「子どもの生活実態調査」については、北海道が平成28年度に北海道大学と合同で実施しており、本市においても、傾向を把握する上で調査結果を参考としているところです。

子どもの貧困対策につきましては、庁内横断的な組織である子どもの貧困対策部会を開催して「北海道子どもの生活実態調査」の調査結果の共有を図るとともに、国の大綱に基づく「教育の支援」を含めた総合的な貧困対策の推進を図ってまいります。

- ② 「貧困の連鎖」を防止すべく、就学援助制度における準要保護者の対象水準の引き下げを行わず同制度を維持・拡充すること。

【回答】（教育部学校教育課 担当）

適切な就学のために貧困の連鎖を防止し、就学援助費申請書の全児童生徒への配付を今後も実施し、適切な時期に就学援助制度の周知徹底を図り、現在の支給基準を維持しながら、引き続き必要な援助ができるように努めます。

- ③ コロナ禍にあって孤立しがちな子どもたちに対し、居場所の提供や生活習慣の向上等の取り組みも含め、感染防止対策を講じて、生活困窮者自立支援制度の学習支援事業等を積極的に実施すること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

平成27年度から生活困窮世帯子どもの学習支援事業を委託事業で実施しており、学生ボランティアが学習の指導に当たっているため、勉強以外のことについても楽しく

話ができる機会が自然と生まれ、例年は学習時間以外にもお楽しみ会なども実施し、居場所づくりにも努めているところです。

また、感染防止の取組についても毎回の検温やマスクの着用、室内の換気、ソーシャルディスタンスの確保など、対策を講じながら事業を実施しております。

(3) 生活保護制度の充実と運営体制の改善

- ① 地域における生活保護受給者の生活実態を十分に把握し、生活扶助費や住宅扶助、冬季加算の安易な引き下げを行わないよう、国に働きかけること。

【回答】（福祉部生活支援室 担当）

生活保護基準につきましては、国において、年齢や世帯人数、地域差の影響、物価の動向等を勘案した上で決定されております。また、2018年10月に新たな基準改定が行われ、この基準に従った適正な制度の実施が求められております。適正な制度実施の観点から、要保護者の実態把握に努め、各加算や各種扶助の認定を適切に行ってまいります。

- ② 生活保護制度の申請は国民の権利であることを広く知らせ、申請書やパンフレットを福祉事務所や相談窓口に広く設置すること。

【回答】（福祉部生活支援室 担当）

本市では、市のホームページにおいて生活保護の制度について発信を行っており、生活保護の申請は国民の権利であると周知に努めております。

また、申請書につきましては生活支援室の窓口を設置しているほか、市のホームページからダウンロードすることが可能となっております。

引き続き、保護制度について正しく理解していただくよう努めるとともに、わかりやすい内容となるように改善、工夫をしてみたいと考えております。

- ③ 生活保護申請に対し行われる扶養照会は、「扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いとしている」（2021年2月26日付社会・援護局保護課事務連絡）ことを踏まえ、最大限に柔軟かつ弾力的な運用を行うこと。

【回答】（福祉部生活支援室 担当）

扶養照会の実施においては、照会の趣旨を十分説明して理解を求める一方で、扶養義務者との関わりなどを丁寧に聞き取り、照会の是非を判断しております。今後も、個々の申請者、被保護者に寄り添いながら、柔軟に対応し、機械的な運用とならないよう心がけてまいりたいと考えております。

4. 安心・安全の住まいと町づくりの推進、総合的な防災・減災対策の充実

(1) 安心・安全の住まいと町づくりの推進

① コロナ禍における住宅支援策として、以下の取組みを行うこと。

イ) 行政の保有する居住施設や公的住宅の空き室を住居喪失者に無償で提供するとともに、NPOや居住支援法人等と連携し、生活・就労支援を行う。

【回答】（都市建設部住宅課、福祉部総合福祉課 担当）

市営住宅におきましては、離職や休職に伴い、収入が著しく減少し、家賃の支払いが困難となった世帯に対しまして、分割による家賃のお支払いについて相談をお受けしている他、相談内容に応じ、家賃の減免制度を適用するなどの対応を行っております。

また、住居喪失者に対する支援につきましては、「生活困窮者自立支援事業」に基づく「一時生活支援事業」において、住居のない生活困窮者に対して最大6月、宿泊場所の供与や衣食の提供を行っており、委託先とも連携しながら、必要に応じて就労支援などにも取り組んでいるところでございます。

なお、「ふくし総合相談窓口」では、コロナ禍における減収等の相談につきまして、国の「持続化給付金等事業」や社会福祉協議会が窓口の「総合支援資金」貸付などに繋ぐほか、ハローワークなどとも連携し求職活動の支援にも取り組んでおり、住居喪失に至る前に様々な支援が可能となるよう、相談窓口の周知に引き続き努めてまいりたいと考えております。

ロ) 改正住宅セーフティネット法に基づく「セーフティネット住宅」等、民間住宅の空き家・空き室を行政が借り上げて、住宅喪失者に無償提供する。

【回答】（福祉部総合福祉課、都市建設部住宅課 担当）

住居喪失者に対しましては、先の「一時生活支援事業」による支援のほか、セーフティネット住宅情報提供システムを活用し、「ふくし総合相談窓口」において情報提供を行うなどしております。

また、離職、廃業に伴う減収により住居を失った方、または失う恐れの高い方に対しては、一定期間家賃相当額を支給する「住居確保給付金事業」により対応を行っております。なお、コロナ禍においては、休業等に伴い減収のあった世帯を対象に含めたほか年齢要件を撤廃するなど支援の拡充に努めているところでございます。

② 低所得の高齢者や経済的弱者のための「福祉灯油」制度、除雪や買い物支援などに取り組むとともに、市町村への財政支援の強化を国・道に求めること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

本市では生活保護受給には至らない、保護基準と同等若しくはそれ以下の収入で生活している低所得の高齢者・障がい者に対し、冬期間の生活支援として暖房費の一部を助成する「ぬくもり灯油事業」を平成24年度から実施しておりますが、灯油価格高騰に伴う負担軽減のため、助成額を令和3年度では5千円増額し、計1万5千円を支給することとしております。

また、除雪については、高齢や障がい等により自力での除雪が困難であり、ご親族、地域の方などの支援を得られない世帯を対象に、必要最低限の生活道路等の除雪支援をボランティアの協力を得て行う「雪かきボランティア事業」を実施しており、本事業が、地域が繋がるきっかけ作りの一つになるよう、利用者及びボランティアの事後アンケートを基に、より良い事業となるように努めてまいります。

今後も引き続き、高齢者及び障がい者世帯への支援に努めるとともに、必要に応じて国や北海道に対する財政支援の要望について検討してまいります。

(2) 公共交通・生活交通の確保

① 「地域公共交通活性化再生法」を踏まえて、鉄道を含む多様な交通モードの関係者や複数の市町村の参加による「地域公共交通計画」を策定し、住民の生活交通を維持し利便性を高めるとともに、まちづくりと一体となった地域公共交通施策の推進をはかること。また、計画策定にあたっては、交通・運輸関係の労働組合や地域住民の参画を求めること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

地域公共交通計画につきましては、令和元年度から作業を開始し、各交通事業者、交通運輸労働組合、町内会等を委員とする「苫小牧市公共交通協議会」の場で議論を重ね、本年6月に策定したところでございます。

本計画は「将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの形成」を基本理念としており、鉄道やバスといった複数の公共交通機関によるスムーズな乗り継ぎなど、

利便性向上を図るとともに、重複するバス路線網の再編による運行効率の向上を図るなど、利便性と効率性のバランスに十分配慮し、市民の日常生活に必要な地域公共交通を維持してまいりたいと考えております。

② いわゆる「ライドシェア」や脱法的に「任意の謝礼」を求める違法な白タクなど、自家用車を用いた新たな有償旅客運送事業については、既存の公共交通で保障されている利用者の安心・安全が確保されない限り、導入しないこと。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

自家用車による有償旅客運送につきましては、バス・タクシー事業者による公共交通サービスの提供が困難な交通空白地の場合に、移動手段確保の役割を担う制度として位置付けられており、本市においては交通空白地に該当しないため、現時点では導入の予定はございません。

また、利用者の安全確保の面についても多くの課題があるものと認識しておりますので、その課題が解消されない限り、導入すべきではないと考えております。

(3) 防災ネットワークの構築

① 「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、住民への周知を行うこと。また、平時から「顔の見える関係」を構築することで災害時の助け合いにつなげるとともに、地方防災会議への女性・若年者・高齢者・障がい者の参画を担保すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

避難対策に係る住民への周知につきましては、これまでも出前講座などの場を活用し、災害種別のハザードマップ等を用いて啓発に努めてきたところです。

また、災害時の助け合いについては、防災出前講座や訓練の機会を通じて、町内会と避難所運営など「共助」に係る考え方を共有するとともに、町内会の御協力の下で避難行動要支援者支援制度を推進しており、今年度からは、社会福祉協議会及び地域包括支援センターとの協働で避難行動要支援者支援制度の取組を開始し、地域防災体制のさらなる強化に努めております。

防災会議への女性や若年者等の登用につきましては、令和 2 年度に新たにお二方の女性委員を登用することができましたが、多様な考えを防災に反映させるため、引き続き様々な年齢層や障がい者の方が参画できるよう努めてまいります。

② 「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を踏まえ、平時から応援・受援に向けた体制を整備すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

市としましても、災害時における受援体制の整備は重要と認識しており、地域防災計画に受援に係る組織体制などを追記したほか、市災害対策本部の事務分掌に新たに受援班を設けるなど、受援体制の構築を進めてきたところです。

(4) 災害時における要配慮者支援

① 高齢者、障がい者、子ども、疾患のある人、外国人などの移動手段の確保、感染症対策を含む避難計画を策定し、周囲への遠慮をせずに避難所で生活できる体制を整えるための支援を強化すること。また、外国人の防災対策に関しては、避難訓練時のアナウンスや被災時の避難場所の案内における多言語対応等、情報伝達を支援する体制を整備すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

平成 30 年の胆振東部地震での教訓を踏まえ、高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮した環境整備のほか、外国人対応についても避難所運営マニュアルに追記したところです。

今後は、訓練等を通じてマニュアル等の実効性を検証するとともに、必要に応じて見直しを図り、避難所における要配慮者支援のさらなる強化につなげてまいります。

② 福祉・介護施設等における災害時の対応力を高めるため、事業継続計画（BCP）の策定・運用・見直しを支援すること。BCPの策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策も含めた内容とすること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

福祉施設における避難計画等の策定については、これまでも事業者からの個別のご相談に応じ、立地条件等を勘案したうえで各施設が抱える災害リスクについて助言等を行ってきました。

福祉・介護施設等におけるBCPの策定に関しても、市の福祉部局と連携を図りながら、避難計画等と同様に個別具体的にお話を伺い、必要に応じて助言・支援等を行ってまいります。

5. 地域における教育機会の確保

(1) 教育の充実に向けた予算確保

① 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改訂するとともに、当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求める。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置に必要な予算の確保をはかるよう国に求めること。

【回答】（教育部学校教育課 担当）

令和3年3月の義務標準法の改正により、小学校の全学年で学級編制の標準を段階的に35人に引き下げることでございました。北海道においては、現在小学校3・4年生までの少人数学級を令和6年度までに小学校全学年に拡大するとしていますが、中学校においても少人数学級を実施するとともに、よりきめ細やかな指導が展開できるよう、小中学校における30人学級の実施に向けて、引き続き北海道都市教委連等と連携しながら北海道に要望するとともに、北海道においても全国都道府県教育委員会連合会と連携しながら、国に対し教職員定数の改善等を要望しているところです。

② 高校授業料無償化の所得制限を撤廃するとともに、高校生・大学生向け給付型奨学金制度を拡充ならびに利息付貸与型奨学金の返済時負担軽減のため、利率の大幅引き下げや利子補填を行うよう国に求めること。また、新型コロナウイルス感染症による経済的理由で就学困難な学生への学費補償を行うこと。

【回答】（教育部総務企画課 担当）

公立高校授業料無償化の所得制限の撤廃や国の奨学金制度の改善については、国等の今度の動向を注視するとともに、国への要求については関係機関との連携も視野に入れながら検討してまいります。

新型コロナウイルス感染症による経済的理由で就学困難な学生への学費補償については本市育英会奨学金制度でも、条件を満たす場合は給付を行っています。また、文部科学省や日本学生支援機構などで様々な支援を行っているため、周知に努めてまいります。

③ 家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないように、自治体の奨学金制度（給付・貸与）の拡充をはかること。

【回答】（教育部総務企画課 担当）

本市育英会奨学金制度はこれまで何度も内容の見直しを行い、経済的に困難に直面している学生も利用しやすい制度設計をしてまいりました。現行の制度はすでにご利用いただきやすいものとなっていますが、今後も制度の見直し等を行ってまいります。

④ コロナ禍に伴う奨学金の返済困難者の増加に対応し、自治体の奨学金の救済制度を周知徹底し、必要な人がもれなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるようにすること。

【回答】（教育部総務企画課 担当）

コロナ禍で本市奨学生からは経済的理由から返済猶予や減額等の相談は現在のところありませんが、そのような場合も猶予や減額等の相談に対して対応してまいります。

(2) 公立小学校・中学校の統廃合

① 文科省が2015(H27)年1月に示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に係る公立小学校・中学校の統廃合については、財政の論理で安易に行わず、子どもの教育への観点に加え、学校が果たす地域コミュニティの拠点としての福祉・防災などの役割も十分に考慮し、学校・保護者・地域の声を踏まえ慎重に検討すること。

【回答】（教育部総務企画課 担当）

小中学校の統廃合の検討にあたっては、説明会やアンケートの実施など、保護者や地域住民との協議を十分に重ねながら慎重に進めてまいります。また、福祉・防災についても、関係部署との連携により、学校が地域で果たす役割を踏まえた上で、適切な学びの環境を維持できるよう努めてまいります。